

千葉市公告第86号

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下法という。）第19条第2項の規定により子ども・若者支援地域協議会を設置したので、子ども・若者育成支援推進法施行規則の規定により公告します。

平成24年2月17日

千葉市長 熊谷俊人

1 協議会の名称

千葉市子ども・若者支援協議会

2 協議会に係る法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関の名称

(1) 千葉市こども未来局こども未来部健全育成課

(2) 千葉市青少年サポートセンター

3 協議会を構成する法第19条第1項に規定する関係機関等の名称

(1) 国及び地方公共団体の機関

千葉市こども未来局こども未来部（健全育成課・こども家庭支援室）、千葉県環境生活部県民生活課青少年室、千葉市教育委員会学校教育部指導課、千葉市教育センター、千葉市養護教育センター、千葉市児童相談所、千葉市中央区保健福祉センターこども家庭課、千葉市発達障害者支援センター、千葉市保健福祉局健康部健康支援課、千葉市こころの健康センター、千葉県警察千葉市警察部、千葉市青少年サポートセンター、千葉市経済農政局経済部産業支援課雇用推進室、千葉公共職業安定所、ちば地域若者サポートステーション

(2) 特定非営利活動法人その他の団体

千葉市小学校長会、千葉市中学校長会、千葉市青少年育成委員会会長会、千葉市青少年相談員連絡協議会、千葉市民生委員児童委員協議会、千葉市高等学校等補導員連絡協議会、千葉市保護司会連絡協議会、千葉市青少年補導員連絡協議会

(3) 学識経験者その他の者

千葉市子ども・若者支援協議会会長が指定する者（学識経験者）